

入園・転園申込に関する確認書

平成30年度

※すべての事項をお読みになり、確認欄（□）にチェックの上、署名をお願いします。

番号	確 認 事 項	確認欄
1	保育園・区立こども園・認定こども園・地域型保育事業の入園は、保育を必要とする状況にあることが要件で、該当しない場合は申込受付できません。入園後も要件に該当しなくなった場合は退園となります。	□
2	申込書の有効期間は、当該年度の2月入園分までです（3月入園は行っていません）。年度内に入園に至らず、翌年度4月以降も引き続き入園を希望する場合は、再度の申し込みが必要になります。	□
3	提出書類の内容等について、電話や訪問などにより住所や勤務先等へ確認することがあります。	□
4	入所調整会議は、締切日までに提出された書類で審査します。書類が不足している場合は、次回以降の審査対象となります。	□
5	保育料滞納がある世帯は、選考順位で不利になる場合があります。また、保育料を滞納すると児童福祉法第56条第7項に基づき強制執行を行う場合があります。	□
6	申し込み後、保護者の仕事等の状況が変更になった場合は、速やかに勤務証明書等を提出してください。	□
7	選考指数は現在の勤務形態により決定します。育児休業を短縮して入園する場合は、入所月中に復職し、復職後速やかに復職証明書または勤務証明書をご提出ください。復職後の勤務形態が変わる場合は、勤務証明書をご提出ください。	□
8	育児休業を延長した場合、勤務証明書の再提出が必要となります。提出がない場合、育児休業が終了したものとみなし、指数の加算がなくなります。	□
9	「就職内定」を要件として申し込んだ場合は、勤務開始後に勤務証明書の再提出が必要です。提出がない場合、引き続き「就職内定」扱いとなります。	□
10	入園内定の可否は、入園希望月の前月中旬以降に電話または文書で連絡します。入園希望月に入園できなかった場合は、翌月以降の連絡は入園内定した場合のみ連絡します。	□
11	入所調整会議での入園順位は、新規申し込みや指数変更等で随時変動するため、お答えしていません。	□
12	入園が内定した場合、入園月を先延ばしすることはできません。入園のできない・希望しない月は申し込みの取下げをしてください。入園内定月に入園されない場合は、辞退扱いとします。	□
13	内定を辞退した場合は、①辞退した翌月から3か月間入園順位が下がります。②年度内は辞退園を案内しません。③待機期間はリセットされ、入園内定月の4か月後からの起算となります。	□
14	転園が内定した場合は、必ず転園していただくこととなります。転園内定を辞退した場合は、現在通園している園についても退園となりますので、ご注意ください。	□
15	入園希望していた園をすべて辞退した場合は、申し込みを取り下げとします。	□
16	申込内容に虚偽があった場合は、入園内定及び決定を取り消します。	□
17	入園月の前月末日までに面接・健康診断を受けられない場合や、健康診断の結果によっては内定を取消す場合があります。	□
18	千代田区へ転入予定で申し込む場合、入園希望月の前月末までに千代田区への転入手続が必要です。転入の確認が取れない場合は、入園申し込みや内定を取り消します。	□
19	入園または転園の意思がなくなった場合は、速やかにご連絡ください。連絡のない場合は、入園・転園の意思があるものとして、引き続き審査対象となります。	□

裏 面 へ ⇒

番号	確 認 事 項	確認欄
20	認証保育所等に通っていて認可保育園等に内定した場合、保育料の納期が異なるため、認証保育所等と認可保育園とで同じ月に保育料が発生することがあります。	<input type="checkbox"/>
21	入園後の保育時間は、原則として勤務証明書等に記載された勤務日及び勤務時間、通勤時間となります。保護者が休暇の場合は利用できません。なお、育児休業取得中の保育時間は、園長にご相談ください。	<input type="checkbox"/>
22	入園後、延長保育・土曜保育が必要となる場合は、勤務時間を証明できる書類を提出してください。	<input type="checkbox"/>
23	習い事等のお迎えは、子どもの園生活に支障のないようお願いします。	<input type="checkbox"/>
24	通園区域外の区立こども園や幼保一体施設に入園した場合でも、小学校入学の際には原則として指定される通学区域の小学校に入学することになります。	<input type="checkbox"/>
25	求職を理由とした入園期間は、3か月間以内です。出産を理由とした入園期間は、出産月を含む5か月間以内です。これらの期間中に、他の入所要件を証明する書類の提出がない場合は退園となります。	<input type="checkbox"/>
26	千代田区外に転出した場合は、①認可保育園および私立認定こども園は区内に保護者の勤務先がある場合を除き、3か月以内に退園となります。②区立こども園及び事業所内保育所（区民枠）は3か月以内に退園となります。③幼保一体施設・地域型保育事業は直ちに退園となります。	<input type="checkbox"/>
27	入園後2か月を超えて欠席した場合は、退園となります。	<input type="checkbox"/>
28	月の途中で退園した場合も1か月分の保育料がかかります。	<input type="checkbox"/>
29	小規模保育事業施設の開所時間は9：00～17：00で、延長保育はありません。小規模保育事業と事業所内保育事業は、月～金曜日のみの開所で土曜日保育は行いません。	<input type="checkbox"/>
30	地域型保育事業は0歳児（生後57日後）から2歳児クラス（満3歳児になった年度の年度末）までです。対象外の児童の申込みは無効です。また、地域型保育事業のうち、小規模保育事業は生後10か月からとなります。	<input type="checkbox"/>
31	地域型保育事業を修了する児童が、認可保育園の3歳児クラスの入園を申し込む場合、選考基準の1位（区立こども園の場合は管内在住者であれば1位、幼保一体施設の場合は管内在住者であれば2位）として選考を行います。3歳児クラスの定員の空き数によっては、入所出来ない場合があります。	<input type="checkbox"/>
32	私立認可保育園・幼保一体施設内保育園・私立認定こども園・地域型保育事業を希望して当該園への入園が内定がされる場合、入園申込書及び添付資料の写しを内定園に対して提供します。	<input type="checkbox"/>
33	保育料の決定及び保育の実施に必要な、他部署に提出された証明書（戸籍の全部事項証明、課税証明書、障害者手帳等）または、区が保有する情報の利用に同意します。※他部署に提出された証明書または、区が保有する情報で証明が十分でない場合は、改めて提出をお願いすることがあります。	<input type="checkbox"/>
34	入園した児童の在園中の健やかな成長のために必要な健康相談記録・就学相談記録などの作成に際し、必要があるときは区の子育て支援事業実施機関（子ども支援課、保健所、児童・家庭支援センター、小学校等）が保有する個人情報の相互提供に同意します。	<input type="checkbox"/>
35	適正な保育を実施するため、転園が内定した場合は、転園元の園から転園先の園へ児童の情報を提供することがあります。	<input type="checkbox"/>
36	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び同法第22条第1項の規定に基づく情報連携が正式に運用開始になった場合は、適正な保育料を算定するため、情報提供ネットワークシステムを使用し、住民税課税情報を取得します。（千代田区では当面の間、課税証明書の提出が必要です。）	<input type="checkbox"/>

本確認書の事項について確認・同意しました。

平成 年 月 日

保護者署名